

定 款

一般社団法人 神奈川県青色申告会連合会

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人神奈川県青色申告会連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、健全な納税者団体である神奈川県内青色申告会の指導、連絡及び調整を通じて、青色申告制度の普及と誠実な記帳による適正な申告を推進するとともに、租税等に関する調査研究を行い、もって、納税道義の高揚及び公平簡素な税制と円滑な税務行政の確立に寄与し、併せて、事業経営と社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 青色申告制度の普及に資する各種事業
- (2) 会員が基盤強化のために行う各種事業に対する支援
- (3) 会員の役職員の資質向上に関する研修会の開催
- (4) 税制及び税務、社会保障関係の法律及び制度に関する調査研究並びに建議
- (5) 税務知識の普及、納税意識の高揚及び記帳技術の向上に資する各種事業
- (6) 会員相互の親睦及び福利厚生
- (7) 友誼団体等との連携及び協調
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会は、神奈川県内に事務所を有する青色申告会を会員とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費の負担)

第7条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、その理由を付した退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときには、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、総会の10日前までに当該会員にその旨を通知し、総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき。
- (2) 会員である青色申告会が解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(权限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎年1回事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は、総会の日の2週間前までに、会員に対して必要事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が議長の任に当たることができないやむを得ない事情がある場合は、他の理事の中から選任する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、各会員1名につき1個とする。

- 2 会員は、総会において前項の議決権を行使するため、会員である青色申告会の会長を出席させるものとする。ただし、当該会長がやむを得ない理由により総会に出席できない場合は、当該青色申告会の副会長のうち1名を出席させることができる。
- 3 会員が、前項により副会長を出席させる場合は、速やかに書面をもって、その旨を本会の会長に届け出なければならない。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他、法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第18条 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから、その総会において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第20条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 16名以上22名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。また、会長をもって法人法上の代表理事とする。
- 3 会長以外の理事のうち5名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事は、会員である青色申告会の会長の中から選任する。
- 3 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 理事会は、第3項で選定された業務執行理事の中から、副会長及び専務理事を選定することができる。ただし、副会長は4名以内、専務理事は1名以内とする。
- 5 監事は、会員である青色申告会に所属し、理事から推薦を受けた者の中から選任する。ただし、監事の内1名は、会員である青色申告会に所属する者以外の者を総会において選任することができる。
- 6 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 25 条 理事及び監事は、総会の決議において解任することができる。

(役員の報酬)

- 第 26 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事には、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算出した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うのに必要な費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議を経て会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

- 第 27 条 本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、次の職務を行う。
- (1) 会長の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
- 4 顧問及び相談役の報酬は無償とする。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

- 第 28 条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第 29 条 理事會は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、理事会に出席した会長及び監事が記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

(剰余金の処分)

第35条 本会は剰余金の分配を行わない。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度の終了までの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定期総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え

置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第39条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会、支部、部会

(委 員 会)

第41条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の構成員は、会員である青色申告会に所属し、その会長から推薦された者及び学識経験者の中から、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(支 部)

第42条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、支部を設置することができる。

- 2 支部の任務及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(部 会)

第43条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、部会を設置することができる。

- 2 部会の構成員は、会員である青色申告会に所属し、その会長から推薦された者によって構成する。
- 3 部会の任務及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事 務 局

(設 置 等)

第44条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情 報 公 開)

- 第 45 条** 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第 46 条** 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

第 12 章 公 告

(公 告)

- 第 47 条** 本会の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は末柄秀徳とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

令和 5 年 6 月 8 日 当法人の定款に相違ない。

一般社団法人神奈川県青色申告会連合会 代表理事 平野 稔